

3. 教育職員免許状取得について

- (1) 大学を除く全ての国公立学校の教育職員（常勤、非常勤を問いません）になるためには、それぞれの校種・教科に応じた教育職員免許状を有する必要があります。
- (2) 大学院理学研究科は、中学校教諭、高等学校教諭の専修免許状「数学」「理科」を取得できる課程として認定されています。また、理学部は、中学校教諭、高等学校教諭の一種免許状「数学」「理科」を取得できる課程として認定されています。
- (3) 令和4年4月6日（水）に教職課程ガイダンスが行われます。教職課程ガイダンスは、翌年以降も同じ時期に開催される予定です。詳細はKOANの掲示板を参照してください。
- (4) 教育職員免許状の取得についての詳細は、大阪大学教育課程委員会が作成する「**大阪大学【教職課程ブックレット】1 教職課程への招待 教育職員免許状取得ガイド**」（以下「ブックレット」とします）をご覧ください。このブックレットは、上記の教職課程ガイダンスで配布するほか、理学研究科学務係でも入手可能です。
- (5) 専修免許状を取得するために必要な「教職課程 大学が独自に設定する科目表」は、理学研究科学務係で配布します。なお、専修免許状を取得するためには、同表により必要な単位を修得するだけでなく、一種免許状の取得要件を満たしている必要があります。詳細は、上記の教職課程ガイダンス及びブックレットで確認してください。

[注] 教職課程に関する連絡事項はKOANの掲示板に掲載されます。見逃すことのないように注意してください。